附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

（通訳案内の実務に関する研修）

第二条　改正法附則第三条第三項各号に掲げる者は、平成三十二年三月三十一日までに改正法附則第三条第三項の規定により観光庁長官が実施する研修を受けなければならない。

（通訳案内士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による施行前に行われた地域限定通訳案内士試験に合格した者又は地域限定通訳案内士試験の筆記試験の外国語について合格点を得た者については、同条の規定による改正前の通訳案内士法施行規則第三条第二号及び第三号の規定は、なお効力を有する。

（自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、同条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。